中世ロシアの教会問答集「キリクの質問」(1)

改訂版をめぐる論争についての一考察及び試訳（1–80 問）

宮　野　　裕

Questions and Answers of KIRIK", a Medieval Russian Canon Law : Research on the editions and a Japanese translation. (1)

Yutaka MIYANO

Abstract

This article is a japanese translation of "Questions and Answers of KIRIK" (article 1-80), in which a parish priest KIRIK, of the 12th century's Novgorod, asked 101 questions about parish lives at that time to Archbishop Niphont (1130-1156) and so on. The respondents gave answers by themselves. Then, in the 13th century, the "Questions" were incerted to Official Canon Law Books "Kormchaia Kniga".

In recent year, a researcher of this Question, V. O. Parfenenkov has argued that the simplified edition was established first. As a result of the examination, the author made the following conclusions.

1) The "main edition" was established first.

2) The "simplified edition" seems to be like a handbook, made from the main edition.

はじめに

本稿は、12 世紀ノヴゴロドの司祭キリク他 2 名（教区聖職者と思しきサッヴァ及びイリヤ）と高位聖職者（ノヴゴロド主教ニフォント、キエフ府主教クリメント・スモリャチチ、典院アルカジー、女子典院マリーナ）との間で行われた当時の教会案件に関する問答（以下「質問」と略す）の試訳、そしてその前提作業としての「質問」の版に関する若干の考察である。

＊予め述べておくと、「質問」そのものの分量が多く、紙幅の関係上、本稿を二分せざるを得なかった（下記検討の都合上、本稿ではキリクの質問の第 80 問までの試訳を掲載した）。

「質問」の大部分は、キリクが主教ニフォントと交わした問答から構成されており、従ってその成立年代は、後者の主教在位期（1131-56 年）と推定される。加えてキエフ府主教クリメント（在位 1147-55 年）と思しき人物との会話を反映した問いの存在は、1147 年以降にこれが書かれたことを示唆する。また、全 101 問からなるキリクの「質問」の後には同じく教区聖職者と思しきサッヴァ及びイリヤと高位聖職者との問答（それぞれ全 24 問と全 28 問）が続く。

「質問」の内容は教区生活における身近でかつ度々生じたと考え得る問題である。最大の分量が割かれているのが聖体礼儀に関わる質問（第 1, 13-18, 30-32, 48, 56, 58-59, 61-64, 67-68, 71 問）

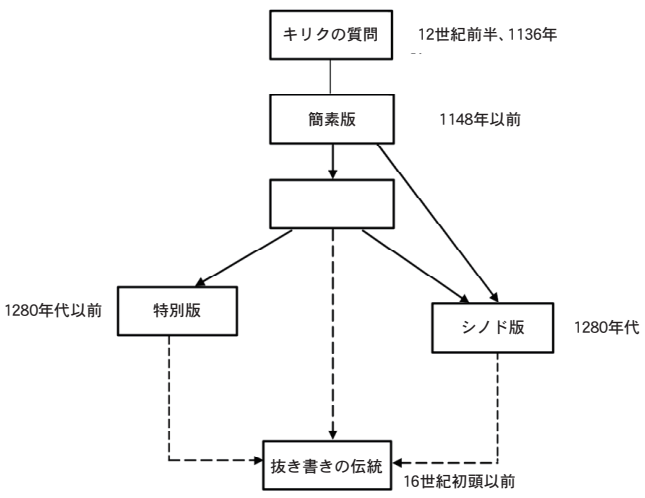
宮野　裕　miyano@gifu.shotoku.ac.jp

であり、他にも洗礼や斎、剃髪、葬式、教会罰といった教区聖職者キリクが直面した教会儀礼上の問題も多い。次に多く割かれているテーマは夫婦・男女関係と礼拝との関係に関わるものである（第26-29, 57, 60, 72, 77-78問）。ここには夫婦の離婚に関するものも含まれる（第92-94問）。第3のテーマとして、女性の「不浄」（出産や月経）の問題にかなりの分量が割かれている。他には絞め殺した動物、教区民や教区聖職者の姦淫、異教的行為などに複数問が割かれている。

このように「質問」は12世紀ノヴゴロドの教区の日常生活を考察する貴重な史料なのであるが、本稿の筆者としてはここで、「質問」の別の側面に、すなわちルーシの教会法としての側面に言及しておきたい。

遅くとも1270-80年頃に、ルーシ版の大教会法文集「コルムチャヤ・クニーガ」が全70章で成立した。その際に、ビザンツ・南スラヴ伝来の文書が第67章までを占め、末尾部分である第68-70章に初めてルーシ・オリジナルの3文書が含まれた。第1の文書（第68章にあたる）は別稿で取り上げた「府主教ヨアンの教会規定[1]」であり、第2の文書（第69章）に当たるのが本「質問」なのである（第70章にあたる第三の文書は「府主教キリルの規定」）。こうして教会法文集に含まれることで、元々ノヴゴロドの教区生活の規範について述べられた「質問」の内容はルーシの府主教座教会公認の正しき「教区のあり方」として、ルーシ全域に広まることになった。ところが、そうした重要性にもかかわらず、とりわけ我が国では「質問」そのものが本格的に扱われることはなく、従ってこれを扱う理由が生じるのである。

さて、先行研究によると、12世紀に成立した「質問」はその後、内容や構成を変えながら、3形式（版）で伝来している。第一に主要版である。殆どの伝来写本はこの範疇に含まれる（最古の写本は本稿で訳される国立歴史博物館蔵シノド132写本（13世紀末））[2]。第二に、条文がテーマごとに並び替えられた特別版（最古の写本はロシア国民図書館蔵ソフィヤ1454写本（16世紀））がある。第三に、主要版から見て一部の問答のみで構成される簡素版（主要版で言うところのキリクの質問第1-2, 13-15, 19-22, 25, 27-32, 40-42, 45-46, 50-52, 56-57, 62-63, 68-69, 72, 80-84, 87-90, 92-95問，サッヴァの質問第1-4, 11-12, 17, 21-23問，イリヤの質問第1-3, 9-17問のみから構成される。最古の写本はロシア国民図書館蔵FII.119写本（1405-15年））がある[3]。



図はパルフェネンコフ、265ページより作成

特別版については後代に作成された版であるとの見方は衆目の一致するところである。問題は簡素版と主要版の関係である。今回翻訳する最古のシノド写本（1270-80年代に成立）が主要版であるが故、多くの研究者は拡大版が先に成立し、後に部分的に条文が抜き出されて簡素版が成立したと考えている。ところが比較的近年、パルフェネンコフが質問の多くの条項のテクストを比較検討しながら、主要版よりも前に簡素版が成立したと考えた[4]。

[1] 拙稿「キエフ府主教ヨアン2世の『カノン回答集』」『岐阜聖徳学園大学紀要』60集、2021年。
[2] В.О. Парфененков. Трактат XII века «Вопрошание Кирика»: списки, редакции, источники. Новгород, 2012, С. 224-243.
[3] Парфененков. Трактат XII века, С. 243.
[4] Парфененков. Трактат XII века, С. 243, 246, 265.

本稿では以下、「質問」の翻訳を行うが、この版の問題は、翻訳すべきテクストの選択の問題と大きく関わる。そこで質問の訳出に先立ち、どちらの版が古く、またオリジナルに近いのかについて、ここで検討しておきたい。

パルフェネンコフの簡素版先行成立説

パルフェネンコフは、上述のように、簡素版と拡大版のテクストの比較を行ったが、それは全ての問いについてではない。彼が比較検討を行ったのは、「質問」中のキリクの質問第 1、2、4、9、12、20、21、25、26、32、40、45、55、59、61、69、74、81、83 問の全 19 問についてである[5]。上述のように、簡素版はキリクが質問者である部分だけで全部で 44 問からなるが、この 19 問についてのみ、テクストが両版で異なっているというのである。そしてこの 19 問の異文検討の中で、簡素版こそが先に成立したことは、第 21 問及び第 81 問でわかるとする。以下彼の主張を見てみよう。

第 21 問では、十字架挙栄の際に、誰が十字架を掲げるのかというキリクの問いとそれへの主教ニフォントの回答からなる。キリクの問いに対し、ニフォントは、シノド写本では「クリム Клим がいた修道院では、(司祭修道士が) 十字架を掲げている」(パルフェネンコフはなぜか、(司祭修道士が) の部分を訳出していない) とある。他方で、簡素版 (F.II.119 写本) では「規定に則った修道院では、(司祭修道士が) 十字架を掲げている」とある。パルフェネンコフは両テクストを挙げた後、シノド版テクストの「クリム」は当時のキエフ府主教クリム (クリメント・スモリャチチ) のことであり、この名は「後代に挿入されたもの」と述べ、簡素版テクストの方が先に成立したと考えている[6]。しかしこの説明だけではテクストの成立の前後関係を論証出来ないだろう。ここで本稿筆者として議論の背景を補っておくと、府主教クリムというのは当時のキエフ大公イジャスラフ・ムスチスラヴィチ (在位 1146-49, 50, 50-54 年) の権力を背景にして、コンスタンティノープルの叙任を受けずに府主教に着座していた人物である。パルフェネンコフは恐らく、この非合法的な府主教をキリクが認めていなかったという暗黙の前提のもとで議論を進めている。キリクの師匠格である主教ニフォントが一時期、このクリムの正当性を認めず、それゆえに投獄されたこともあったからであろう[7]。

しかし、本稿筆者の考えでは、仮にそうした、論証不十分の前提が正しいとしても、このテクストの「クリム」が後代に入れ込まれたと断ずることは出来ない。というのも、他の「質問」ではクリムが登場し、キリクの問いに答えているからである。関係が悪かったからテキストに「クリム」は後代に挿入されたとする主張は成り立たない。

加えてなぜ後代に挿入されたと言えるのか。この第 21 問においてのみ、後代にクリムの名を入れ、「クリムがいた修道院においては」という新たなテクストを入れ込む理由は想像出来ない。

司祭への叙任時における妻帯に関わる第 81 問について言えば、パルフェネンコフによると、シノド写本のテクストでは意味が通じないという。ではここでシノド版のテクストを挙げておこう。

> (私は尋ねた)「もし寺男が妻を娶り、彼女が処女でないことを知ったなら (どうすべきか)」と。
> (主教は) 答えた。「(妻を) 解き放ち (離婚し)、(本人は教会に) 残るべきである」と。

主要版では問いかけが若干異なる。

(私は尋ねた)「もし寺男が妻を娶り、彼女が処女でないことを知ったなら、彼は司祭になるべきか」と[8]。

---

[5] Парфененков. Трактат XII века, С. 243-254.
[6] Парфененков. Трактат XII века, С. 246.
[7] 「ノヴゴロド第一年代記　古輯 (シノド本) 訳・註」『古代ロシア研究』12 号、1978 年、48 頁。
[8] Парфененков. Трактат XII века, С. 252-253.

パルフェネンコフの主張は、本稿の筆者には十全でないように思われる。シノド写本の意味が通じないとまでは言えないからである。司祭叙任に際しては妻帯が必要とされたが、妻がそれに相応しくなかったことが判明しても、その者は司祭として教会に残るということは、シノド写本でも理解出来る。簡素版との差分テクストはまさに追記と見なしうるのである。状況をそのように理解するなら、差分テクストは簡素版がオリジナルであったことの論拠にはならないのである。

シノド写本は原型ではないとするパルフェネンコフの主張の別の論拠であるのが、「質問」を現代に伝える教会法文集「コルムチャヤ･クニーガ」の構成である。すなわち最古のシノド写本には、「質問」（シノド写本では教会法文集で第 69 章を構成している）はもちろん記載されているものの、本来存在すべき 70 章「ルーシ府主教キリルの規則」が欠落し、他方で 67 章として、「質問」よりも若干後代に成立した「イリヤの規則」を含んでいる。イリヤというのは、キリクが生きた時代よりも若干後代のノヴゴロド大主教イリヤ（在位 1165-86 年）のことである。そこで、パルフェネンコフは、章の構成と版の新旧とは関係がないと論じるのである。こうして、シノド写本が掲載する主要版が必ずしも原初版でないことを論じるわけである。

筆者の考えでは、この意見自体は間違いではない。教会法文集の成立があくまで 1270-80 年代なのであるから、それ以前に成立したあらゆる文書は入りうるし、また当然、入らないこともある。しかしこのことは、簡素版が前に成立したことを積極的に語る事実ではない。

筆者としては、むしろ、「質問」そのものの比較が重要であると考える。仮に簡素版が先にあったとするならば、そこで後から付け足された諸問は何か。これを以下見ていこう。

簡素版で最初に「欠落」しているのは主要版でいうところの第 3 問〜 13 問である。死後 40 日の記憶追悼の実行手続きをに始まり、聖職者の高利貸し従事、スヒマ修道士に関する問答、修道士の儀礼に関する問い、ラテン信仰者の正教への改宗、屠殺や教区民の安易な巡礼示す諸問が、不浄な器の扱いに関する第 2 問と聖体礼儀におけるワインの扱いに関わる第 13-15 問との間に挿入されたことになる。なぜここに雑多なテーマに関する問答が入れ込まれたのか。説明は困難である。

この点は、これ以降の簡素版で欠けている諸問についても同じである。追記されたなら、なぜそれらはまとめられずに、他のテーマに関する諸問の間に、加えてひとまとまりでなく入れ込まれたのか。説明は相当に難しい。

その一方で、簡素版が、一定の目的のために主要版から不要な部分をそぎ落としたバージョンだとみなすべき根拠がある。以下、簡素版を構成する問いとその内容の略記である。

第 1-2 問－聖体礼儀における司祭の取るべき対応。

第 13-15 問－聖体礼儀で使用するワインとパンに関わる問い。

第 19-20 問－聖体礼儀に関して、司祭とその妻とがどうあるべきか。

第 21-22 問－儀式進行時の十字架掲揚、

第 22 問－復活祭における礼拝手続きについて。

第 25 問－十字架挙栄祭における礼拝手続きについて。

第 27-29 問－妻との性交後の司祭の対応。

第 30-32 問－領聖手続きについて。

第 40-42 問－赤子の受洗について。

第 45-46 問－女性の「不浄」について。

第 50-52 問－洗礼と葬儀について。

第 56-57 問－聖体礼儀について。

第 62-63 問－領聖について。
第 68 問－聖体拝領について。
第 69 問－教区民の内縁関係について。
第 72 問－若い夫婦の性交と領聖との関係。
第 80-84 問－教区聖職者の叙階について。
第 87-90 問－禁忌の品々について。
第 92-95 問－不貞と離婚について。

こうした簡素版の問いの一覧を概観すると、教区における領聖、洗礼、聖体礼儀そのものに関わる項目が多いことがわかる。主要版に含まれる字義、章句解釈、また異教慣習に対する対応などは簡素版にはない。

加えてパルフェネンコフが検討しなかった項目にも興味深い情報がある。例えば、第 2 問は主要版では器の詳細について記されているものの、簡素版では結論の一文（「あらゆる器に（清めの）祈りが行われる[9]。」）だけで終わっている。この一文は主要版の内容のまとめであり、逆ではないように思われる。

第 25 問の場合、十字架挙栄祭における食物忌避について触れられるが、主要版の最後の一文「教会堂に入り福音書に接吻する者は皆、十字架接吻をすべきである」が削られている[10]。

同様な形で、実のところ、主要版と簡素版のテクストの意味について、パルフェネンコフによって検討されていない箇所にこそ重大な示唆がある。

第 40 問では、主要版では回答が主教ルカ・オブドキムのものであることが明記されているが、簡素版ではその部分が削られ、質問にニフォントが答えたかのように変えられている[11]。パルフェネンコフが論じるように、先に簡素版が成立したならば、後代に主要版が成立した際、その編者はどのようにして、100 年前の発言主の情報を得て追記したのだろうか。

特徴的なのは第 45 問である。「女性の病気」を扱う中で、簡素版では、主要版テクストの中間の一文だけが抜き出されているのである[12]。抜き出された部分には「女性の病気」について何も書かれていないので、このテクストは長期で領聖しない者は、夕刻に体を洗って、朝に領聖できるという一般論に変わってしまった。パルフェネンコフの主張が正しければ、元々一般論だったテクストの前後に長い文を付け（加えてそこには典院アルカジー、女子典院マリナという固有名詞も登場する）て「女性の病気」に関わる問いに変えてしまったということになる。

第 57 条も特徴的である。大齋時に妻と交わった司祭に関する問いは、簡素版では典拠等がほとんど削られ、直接的な対応（「日曜日に聖体を授けることを欲するなら、土曜日に早くに体を洗い、再度、月曜日の晩に妻のところに行く[13]」）を示す末尾のみにされている。

このように、簡素版が先に成立したとするならば、多くの項目で、主要版の編者は多くのテクストを加えたということになる。しかしその追加テクストには 12 世紀当時の人物たちが登場することもあるので、編者は別の資料からこうした人物の名を調べ上げたということになるのだが、これは現実には困難だろう。

以上のことを理解した上、改めて簡素版のテーマを概観すると、①教区における諸問題への対処に関わる問答が抜き出されているのである。修道士の問題や教理上の問題に代表される直接教区生活とは縁遠いテーマは簡素版にはない。②回答の典拠の多くが削られている。その結果、実際の対処法だけの項目が主要版に比べて多い。

---

[9] Парфененков. Трактат XII века, С. 267.
[10] Парфененков. Трактат XII века, С. 267.
[11] Парфененков. Трактат XII века, С. 268.
[12] Парфененков. Трактат XII века, С. 268.
[13] Парфененков. Трактат XII века, С. 269.

こうした状況に鑑みるならば、むしろ、簡素版は教区聖職者用の手引きとして、主要版の必要部分が書き抜かれて成立したと考えるべきであるのではないか。

この議論は解決したわけでなく、今後も続けるべきであるが、やはり本「質問」を訳すにあたり、主要版の最古のテクストが底本として重要であると考えられるため、以下では、その訳を行い、今後の議論に資する材料を提供したい。

＊＊＊＊＊

以下、「キリクの質問」（サッヴァ、イリヤの質問も含む）の試訳である。

底本はシノド写本 ГИМ Синод. собрание No. 132. である。本写本のテクストはいわゆる主要版に分類される最古の伝来写本である。

凡例

字数削減のため、文献註については下記文献番号と頁数で略記した。

① В.В.Мильков, Р.А.Симонов. Кирик Новгородец: ученый и мыслитель. М., 2011.

② Памятники права древней руси. т. 1. М., 2013.

③ Русская истрическая библиотека. т. 6. СПб., 1908.

④『聖規則書』正教会編輯局、1898 年

⑤ В.В.Мильков(ред.) Кирик Новгородец и древнерусская культура. ч. 2. Великий Новгород, 2012.

（　）は訳者の挿入部分である。

これはノヴゴロド主教ニフォントその他の人々に尋ねたキリクの質問である。

1

私は尊師（ニフォント）に尋ねた。「もし人が領聖後に（聖体を）吐き出すなら」（どう処すべきか）と。

（尊師は答えた。）「もし食べ過ぎや酩酊のせいで吐くなら、40 日の教会罰（に処す）。吐き気があってのことなら 20 日。重い病にかかっていた場合、それ以下の日数。司祭（が聖体を吐いた場合）も同じく 40 日である。（その間は）聖務を行わない。ただし他の節制は守る。もし（聖務を行う）必要が生じたものの、自分の代わりに誰かを聖務のために指名することができずに（当該司祭が行わねばならぬ）状況が生じた場合、それでも尚、凡そ一週間は聖務を行わず、（その後で）再び聖務を始める。ただし（当該司祭は）教会罰に服し、蜜酒、肉、牛乳は（食さない）。また、もし（人が）聖体礼儀の後、次の日に吐き出したとしても、教会罰はない。（領聖後）三日目であっても同じである（教会罰はない）。また土曜日や日曜日には斎を行わず、他の聖職者とともに（土日を除く他の日で）40（日分の斎を満たす）。他のことで行う場合でも同様に（日数を計算する）。

私は、ほら、（これに関して）ある戒律を見つけた。（そこには）『もし誰かが食べ過ぎで聖体を吐き出すなら、40 日（の教会罰）を 3 度、（合計で）120 日（の教会罰を課す）。もし病気のせいで聖体を吐く者があれば、3 日間の斎がある。吐き出された物は取っておき、火にくべられ、詩編を 100 回読む。もし（吐き出してしまった聖体を）犬が食べたなら、（吐き出した者には）40 日間の斎がある』と（書かれている）」と。

本問は領聖後に吐瀉した場合を扱う。その原因、状況ごとに教会罰の日数が定められている。別

個に扱われるのが司祭が吐いた場合である。司祭が教会罰に服すことで通常の礼拝が執行不能になることは問題であり、本問は、必要な場合に教会罰の日数の短縮を認めている。また教会罰の一部と考えられる斎に服す場合、土日分を差し引いた日数が処罰期間になった（⑥ 21)。「詩篇を 100 回読む」については別解釈（第 100 章を読む（④ 513)）もあるが、テクストと先行研究から上記のように判断した（① 413、③ 23)。尚、「尊師」は主教に付される敬称。

2

私は（主教に）尋ねた。「不浄な粘土製の器は（その器を清めるための）祈りを捧げるに値するか、或いは木の器だけに（祈りは捧げられるべき）であって、他の（材料でできた器）は壊すべきか」と。

（主教は答えた。）「木の器と同じく、粘土製の器も銅のものも、ガラス製品も銀のものも全てに対し、（清めのための）祈りが行われる」と。

本問の器は、礼拝用の器具と考えられるが、汚れた動物との接触による通常の器の汚損を示すとする説（① 431）もある。

3

（主教は）（死者の）安息のために次のような形で、死後 40 日間の記憶追悼を行うよう命じた。「1 グリヴナ（の代金）で（週に）5 度、6 クナで（週に）1 度。12 クナで 2 度。或いは可能な程度に（同じ割合で行う)。なお、この全ては（死者）一人のための歌と聖務（の費用）である。（これは）葡萄酒、香、蝋燭、聖餅（代を含む)。また常に三つの聖餅を用いて聖務を行いなさい。まず大きな一つ（の聖餅）はドラのために取り分ける。それは死者（のためには）用いられない。他の二つは（死者の）安息のためのものである。また壺を購入して、自分の葡萄酒を（常に）確保しておきなさい。香も同じである。自分（が使うときに）そこから取り出す」と。

また（主教は）言った。「あなたにどのくらいのヴェヴェリツァが（遺族から）与えられるか、（遺族に）尋ねるか、或いは自分で見積もりなさい。それ次第で、どの程度の聖務を（行うかを考え、）蝋燭と全て（の残りの物）を配りなさい」と。

私は彼に尋ねた。「40 日追悼を行い終わるまでにその死者のために、幾日かの土曜日において、（必要なものを更に）もち出す場合（にはどうすべきか)。さらに多くの蝋燭が、また（40 日分である）40 ヴェヴェリツァ（以上の代金）が必要となってしまう」と。

（主教は答えた。）「極めて結構である。またもし自分の一週間の勤めがないなら、別の（司祭）に対し、「あなたがその死者を追悼しなさい」と頼みなさい。もし（あなたが）そのように行うなら、死者は敬神者（として神の前で罪の許しを得る）である」と。

本問は、死後 40 日間で行われる故人を偲ぶ儀式を行う際の手続き、費用に関する問答である。死後の 40 日とは暦上での 40 日ではなく、葬儀が行われない日曜日と、一般的な故人の法要が行われた土曜日を差し引いての 40 日である。また、主教は代金額も提示している。

更に主教は礼拝前における聖餅の切り分けにも言及している。ドラ（アンチドル）と呼ばれるのは聖餅のうち、聖体儀礼で使用されるアグネツが中心部から切り取られた後の残り、周りの部分である（① 431)。尚、現在と異なり 3 つの聖餅が礼拝で使用された。

また他の司祭への交代に関する言及は、規定の当該部分が大聖堂などの司祭を念頭に置いていることを意味すると考えられる（① 432)。

ヴェヴェリツァはリスの毛皮、そしてそれを基にした貨幣単位。『ルーシ法典』簡素版にも登場

する。

4

暴利と呼ばれる利息をとる（高利貸し）に次のように教えるよう（主教は）命じた。「（高利貸しが）司祭であるなら次のように彼に言いなさい。『もしあなたがそれ（高利貸し）から離れない限りは、あなたは聖務を行うに値しない』と。（高利貸しが）平民ならば、次のように彼に言いなさい。『利息を取るべきでない。とは言え、（利息が）罪にあたるとする話を私は耳にしたこともない』と。（それでも）彼らが（高利貸しを）やめることが出来なかったなら、彼らに言いなさい。『恵み深くありなさい。優しく徴収しなさい。あなたが 5 クナを与えたなら、3 クナか 4 クナを（利息として）取りなさい』と。

本問は当時の社会で問題になっていた高利貸しに関する問答である（モノマフの上限設定や府主教ニキフォルの類似条文を参照のこと）。聖職者の高利貸し禁止については使徒規則 44 条（④ 17）や各種公会議規定（第 1 全地公会議 17 条（④ 36）、第 6 公会議 10 条（④ 76））を参照。

クナはテンの毛皮を基にした貨幣単位。1 ディルハム銀貨に相当。

5

（私は言った。）「修道士をスヒマ修道士に剃髪した後、私は 8 日目まで肉や乳を食すことを（彼に）許さなかった」と。主教は（これを）聞いた後、それが正しく行われてきたことを称えた。

かつての伝統では、修道誓願を立てた後 8 日の間、誓願場所に滞留し、飲食についても制限する必要があった。

6

私は尊師に尋ねた。「私はまだスヒマ修道士ではないが、私は自分の心の中で（スヒマ修道士になることを）考えているところである。年をとるまでに剃髪を受けるか、或いはいつが良いのだろうか。私は（現在）心身が薄弱で、かつ病気になっている」と。

7

（主教は）修道女たちと修道士たちに言った。「もしを（唱う）時であっても、水曜日と金曜日にバターを食べないように」と。

本問では、讃歌を歌う場合においても、動物由来の油を取らぬよう命じられている。魚の禁止など、他の食事については触れられていない。

8

かつて修道士が私（キリク）のところで告解をした。

（主教に尋ねた。）「もし（事態が生じる）なら速やかにその者を剃髪してスヒマ修道士にするのだが、（私は）自分はスヒマ修道士でないのに（他人に）剃髪を施すことは良いことなのか。もしあなたが私にお許しになるのであれば、それは良いことであるに違いないとはいえども」と。

（主教は）答えた。「あなたはよく考え、そして、年を取るまでに剃髪を受けてスヒマ修道士になると言った。あなたは修道士を剃髪するために存在しているのであり、（だから）その者をスヒマに剃髪しなさい。そのこと、つまり清めることについて、司祭職は全てに勝るのである」と。

私は（主教に）叩頭した。

本問は、非スヒマ修道士によるスヒマ剃髪に関するものである。

9

（私は尋ねた。）「尊師よ、『我々は（死者の）冥福のために叩頭するのである』と言いながら、土曜日にしばしば大地に額をこすり付けて叩頭する女性たちがいる（これにどう対処すべきか）」と。

（主教は）答えた。「それ以上行うことを禁じなさい。金曜日に晩課の後に（それを）許してはならない。しかし日曜の晩課の後には（叩頭）してもよい」と。

主教の訓戒は第六全地公会議 90 条「（人々は）キリストの復活を称えて日曜日に跪かない。…誰もが日曜日の次の晩まで、膝を折ってはならない…」（④ 113）に対応する。

10

（私は尋ねた。）「ある者がラテン信仰の洗礼を受けていたが、（改宗のために）我らのところに通うことを欲するなら（どう対応すべきか）」と。

（主教は答えた。）「（その者は）7 日間教会に来て、あなたはまず最初に彼の名を呼び（正教洗礼名を与え）、1 日に 4 度彼のために祈り、これを 10 度繰り返す。新改宗者に課すのと同じく、彼には肉も牛乳も飲食を禁じる。以上のように言われているところである。このようにして 8 日目になって彼の体は洗われ、あなたのところに来る。慣例通りに彼に祈り、彼に清い衣服を着せ、或いは（彼が）自分で着る。そして十字架の聖職服と冠を着用させ、こうして彼に聖なるミルラを塗り、彼に蝋燭を渡しなさい。

礼拝では彼に聖体を与え、こうしてあなたは彼を、新規洗礼者と同じく、そして可能であれば 8 日以内に受け入れる。そして最初に、その（受け入れた）日には制限は解かれず、そうでなく（その）人がこれからどうあるのかを理解するよう努めるようにするのである」と。

（以上のことについて）私は自ら書いた。そして最後に次のように言った。「ツァリゴロドでは（人を改宗させる際に）帯だけ着ける。この時彼をミルラで塗油し、油は塗らないと」と。

ノヴゴロドのような西欧と繋がりを持つ都市では、カトリック者が正教へ改宗するケースがあった。記載される手続きは伝統に合致する（第 2 全地公会議 7 条（④ 42-43）等参照）。新洗礼者は 7 日間教会に通い、8 日目に特別の服を着用し、その後普通の服に着替える。尚、制限の解除とは普段着の着用や斎の食事から通常の食事への移行等のことである。「10 度繰り返す」の部分は、写本によっては「3 度繰り返す」とされる。

11

（尋ねた。）「必要がある場合には日曜日に家畜、或いは鳥を屠殺してよいか」と。

（主教は答えた。）「日曜は清き日であり、祭日である。教会に行って祈る日である。そのため、（人々が）それ（教会に行って祈ること）を妨げないようにしなさい。とは言え、日曜日に何かの屠殺を望む者には災厄も罪もない」と。

二人は尋ねた。「祭日、お客、或いは何かの時に（屠殺の）必要があるなら（どうすべきか）」と。

（主教は答えた。）「（以上のことは）全く禁止されていない」と。

「二人は尋ねた」は、本問の質問者が 2 名であることを意味するのかもしれない。

12

私は尋ねた。「ある者たちがエルサレムの聖物を見ようと巡礼に出かけるが、別の者には私は禁じ、行かぬよう命じた。私は、ここに留まり、高潔であれと彼に命じているのである。今、別の者に再度、私は（同様に）命じてしまった。尊師よ、私にはこのことで罪があるのだろうか」と

（主教は答えた。）「あなたはすこぶるよく行っている。ぶらぶらしながら飲食を欲して（聖地に向かう）のは悪であり、これを禁じなさい」と。

巡礼は普及していたにも拘わらず、本問ではそれへの態度はやや否定的である。

13

病人の聖体拝領のために一年の間、保管せねばならないパンとワインについて（主教は次のように述べた。）「聖なる大木曜日にキリストの肉体を準備しなさい。これは斎の日々に（礼拝の）ためにあなたが準備するものである。そして必要となる日まで、器に取っておきなさい。（病人に）手渡すことが必要になったなら、一部を聖体杯に入れ、ワインを注ぎ、それを与えなさい」と。

私は尋ねた。「別の場合に、必要になった時に（使う）ために、（通常の準備時に）準備して良いのだろうか」と。

（主教は）答えた。「別の場合にこれを行うのは罪である。常にキリストの肉は同じである。しかし他方で、これに相応しい尊い日は大木曜日であり、この時に取り分けておきなさい」と。

本問は、病人のための聖体礼儀用のパンとワインの準備に関する問答である。

14

私は尋ねた。「大斎において斎の聖務を我らが行う時に、（聖体礼儀で）渡すためのワインに水を注ぐべきか」と。

（主教は）答えた。「ワインだけで十分である」と。

本問は、大斎において用いるワインに加水すべきかどうかに関する問答である。

15

私は尋ねた。「（聖餐の際、キリストの）血（ワイン）がない場合に、（パン）だけをどのように取り分けるのか」と

（主教曰く）「取り分ける時は、聖体の杯から匙で少しずつ注ぎなさい」と。

本問は、長期間保存された乾いた予備のパンとワインを使用する際に生じる問題についての問答である。

16

（私は尋ねた）「てんかんの状態にある者に聖体を与えるべきか」と。

（主教は）答えた。「死の際にて（与えるべき）というのか。他の者たちは神によって生き延びているのである。だから、彼らが（死の淵に）ないなら、同じく与えなさい」と。

本問は、てんかん患者への領聖についての問答である。

17

（私は）尋ねた。「何らかの別の欠陥がある者、すなわち故人を悪く扱う者、病人に（悪くあたる

者)、頭が痛む者、或いは吐き気のある者がいたら（どうすべきか)」と。

（主教は答えた。)「そうした人が病気にあって健全な理性を有するなら、つまりイコンや何か他のものを冒涜せず、人を中傷していないなら、彼に聖体を授けなさい」と。

（私は言った。）そのことについては次のように言われている。「(もし彼が神を冒涜するなら）彼を閉じ込めなさい」と。

（主教は）笑い、「神の命令なしで（何も起こらない)」と述べて彼ら（そのように言う者たち）を叱責した。

キリクは冒涜者の領聖を認めない立場から質問しているが、主教はそれを否定する。

尚、「そのように言う者たち」について、シノド本（③ 29）では「彼を」とされているが、意味が通らないため、複数形で訳した。

18

私は彼(主教)に聖ティモテオスの規則を読んだ。「もし誰か信心深い者が狂乱状態になったなら、彼に聖体を与えるべきか、否か。もし秘蹟に違反をしておらず、他にも（秘蹟を）冒涜しないなら、彼は聖体を受け入れる。しかしあらゆる日ではない。彼には日曜毎に(聖体を与える)べきである」と。

（主教は答えた。)「私は、同様にあなたに命じる」と。

前問における主教の回答を補足している。

19

（私は尋ねた。)「司祭が妻に祈りをなすことは相応しいのか。村においても、ここでも」と。

（主教は答えた。)「全てのギリシアの土地や地方で（司祭は）自分の妻に（祈りを）与えていない。しかし近くに他の司祭がいなければ、（夫が）行う」と。

本問は司祭が自分の妻のために祈りをあげることについての問答である。

20

私は府主教に尋ねた。「司祭の妻が自分の（夫である）司祭から聖体を受けるべきか。そしてそのことで罪はあるのか」と。

（府主教は）沈思し、最後に「ある」と言った。

本問は、司祭が自分の妻に聖体を授けることの是非に関する問答である。沈思については、明確な規則の欠落が原因と考えられている。「罪はある」とするテクスト解釈もある（③ 508)。

21

（主教は答えた。)「クリムがいた修道院では、（典院ではなく）司祭修道士（修道司祭）が十字架を掲げている。またロシアでは典院(は掲げ)ない。しかしギリシアでは典院が(十字架を掲げる)」と。

本問は、十字架挙栄祭における十字架掲揚者についての問答である。

22

（主教は答えた。)「偉大な日（復活祭）においては、礼拝時において典院が至聖所で福音書を読みあげるが、そのときに（彼は）西を向いて立つ。輔祭は彼のあとについて（言葉を）繰り返す。輔祭はそのとき、至聖所の前に立ち、別の福音書を見ながら文ごとに（繰り返す)」と。

本問は復活祭における礼拝の際、典院と輔祭がどのように振る舞うかについての問答である。

23

（主教は答えた。）「からしの種、つまりシナプル（からしのギリシア語）は真っ直ぐに伸びる」と。

「からしの種」はキリスト教信仰のシンボルである。マタイ伝 13：31-32 を参照。

24

他にも預言書には次のように書かれている。「10 人の男が一人のユダヤ人の裾を掴んでいる」と。

（主教は答えた。）「既に捕囚と荒廃は実現した。彼らは自分の権力の裾にすがっていた。だが既に今や誰にも何にもすがるものはない。」と。

第 23-24 問は教会の法規範としては意味を持たない。「裾にすがる」については、ゼカリア書 8:23 を参照。「万軍の主はこう言われる。その日が来たら、彼らはユダヤ人の裾をつかみ、「わたしたちはあなたと一緒に行く」。

25

（主教は答えた。）「十字架の挙栄祭に際し、修道士は魚を食すべきでない。教区（の者）はバターを（食すべきでない）。他の日であれば、あなたは十字架に接吻して、肉も含めて全てを食べてよい。もし誰がが（十字架を）見たり、身につけるなら、彼らは十字架に接吻をしたのち、全てを食する（ことができる）。教会堂に入り福音書に接吻する者は皆、十字架接吻をすべきである」と。

本問は、十字架挙栄祭に際しての食の摂取および十字架接吻に関する問答である。尚、写本によっては教区民はバターでなく、肉食を禁じられているという（④ 515）。

26

（主教は答えた。）「妻といた者も聖遺物に接吻できる。全身を洗わずとも、ベルトまでざっと洗えば良い。食べて飲んだ（者も同様である）」と。

本問では、妻と性交した司祭が聖遺物に接吻することを許しつつも、簡単に体を洗うことを条件としている。また飲食をした者も同様の指示を受けた。本テクストを、接吻のために「飲食を控えるべきでない」する解釈する意見もある（② 516）が、ここでは飲食の動詞の形（能動過去）、そして「控える」という言葉がないことに鑑み、飲食した者を「妻といた者」と並列になるように解釈した。

27

（主教は答えた。）「妻といた司祭は至聖所の外部にて福音書を読み、ドラを食す」と。

本問は、妻と性交した司祭について、至聖所外部で福音書を読み、ドラを口にすることを許している。

28

（主教は答えた。）「教区司祭が聖務の前日に妻とともにあっても、帯までざっと洗って、お辞儀をしたり全身を洗わずとも、帯までざっと洗ってから聖務を行うことが出来る」と。

本問では、妻と性交した司祭について、帯まで洗った後であれば、礼拝執行を許している。

29

（私は尋ねた。）「司祭が日曜日、火曜日に礼拝を欲するなら、彼は両日の間、月曜日に早くから（妻と）性交することができるか」と。

（主教は答えた。）「妻と性交したら、その日は至聖所に入らない」と。

本問では、司祭と妻が性交した日にはその司祭が至聖所に入ることを禁じているが、前後の日の礼拝はそれとは無縁のものとしている。

30

クリムは偉大な日（復活祭）に、大斎の期間に清廉であった未婚者たちに聖体を与えるよう命じた。「もし彼らが時に罪を犯した場合、それが夫のいる妻とのものだったか、或いはもっと大きな悪であったかを調べた後に（聖体を与えなさい）。（その者は）更に善に向かうことになる」と。

本問は大斎期に清廉だった未婚者への聖体授与についての（ニフォントでなく）クリムの回答である。

31

（主教は答えた。）「赤子を洗礼する時、聖体を与えるべきである。これ（赤子）を（教会での）晩課でも時課の時にでもなく、聖体礼儀の時に連れてこられたとしても」と。

本問では、新生児が洗礼を受けた際、聖体が与えられるべきことが述べられている。晩課や時課でなく、聖体礼儀に直接連れてこられた場合であってもこれは急いで、つまり司祭が礼拝から抜け出て速やかに行われるべきであった（⑤ 327）。

32

（主教は答えた。）「司祭は、人びとと一緒に、マントを羽織ることで聖体に与ることが出来る。もし彼（自身）が礼拝を行っていなくても。そして礼拝を行っていたなら尚のことである」と。

場合により、司祭は、マントの着用を条件として、信徒と一緒に領聖できた。

33

（私は尋ねた。）「（人々が）パン、チーズと蜂蜜をロードとロジャニツァ（異教の肥沃の神）のために切り分ける（捧げる）ならば（どうすべきか）」と。

（主教は答えた。）「断固としてそれらを禁じるように。ロジャニツァに歌を捧げる（祝う）者たちには悲しみがあるといずこかに書かれている」と。

本問では、スラヴの異教神ロードとロジャニツァに捧げ物を行うことを禁じている。

34

（主教は答えた。）「自分の肉体から、つまり痰や糞から、何か異教のものを作らない」と。

ミリコフによると、この第 34 問は、おそらくキリスト教以前の慣習に関係している（① 442）。

35

（主教は答えた。）「たらいがある。そのなかで体を洗った後で、別の水を注いだ後に（そこから彼らはその水を）飲んでいる」と。

本問は、ミリコフによると、様々なことに同じたらいを使うことが問題であるとする主教の主張

である。洗うための容器での飲食は当時の聖職者の貧困を示すという（① 442）。但し、本問を問題提起ではなく、単純な現状を示すものであるとする意見もある（④ 516）。

36

（主教は答えた。）「清き週には、教区（の者）は塩気のない蜂蜜を食べ、ライ麦製のクワスを飲み、魚卵はあらゆる斎において教区（の者）に与えられるべきである」。

37

（私は）彼（主教）に尋ねた。「清き十字架はどこにあるのか」と。

（主教）は答えた。「我らには次のように伝わっている。発見された後、（十字架は）ツァリグラドには伝わらなかった。（十字架は）天に昇っていった。このようにして、その場所は「神の昇天」と呼ばれており、地上には台座が残った」と。

本問は、コンスタンティヌス大帝の妃イレネが発見したとされる清き十字架とその昇天についての問答である。

38

以前にどこか他の場所で私は耳にした。「（死者の）安寧のために捧げられる葬儀粥の上には、2本の蝋燭を燃すのが相応しい。或いは、4本、或いは望む本数で、但し偶数で。健康（の祈り）のためには5本、或いは3本である」と。

するとクリムが言った。「健康のためでも、死者の安寧のためにも、望む（本数）だけ（使うのがよろしい）。しかし聖餅なしで行う。なぜなら聖餅は至聖所で小片に分けられるからである。それ以上は葬儀粥の上に乗せられない。ツァリグラドの修道院ではそれら（葬儀粥）は教会堂に持ち込まれ、ワイン、香、蝋燭、聖餅が上に乗せられ、全てが聖務のために至聖所に持ち込まれる。しかし晩課には葬儀粥は持ち込まれず、カノンは歌われない。カノンは祭日の早課の時に歌われ、葬儀粥なしで行われ、死者の安寧は土曜日に祈られる。皿の上で十字の徴を作るのは、精進用植物油（を絞るもの）だけである。すなわちエンドウマメ、マメ、ヒラマメ、トルコ・エンドウを4部分に使う。これらは小麦や大麻、得られた野菜と混ぜられる」と。

ここで私は、これら全てをなすために書いたのではない。備忘のためである。そうした必要が生じた時のためにである。

ミリコフによると、偶数と奇数のロウソクの数の言及は、数の魔力に関連した迷信の影響を反映している（① 443）。

39

（私は尋ねた。）「3人の下級従士の上、頭に、また他の預言者に描かれているものは何か」と。

（主教）は答えた。「頭巾の代わりである。エフェソス人もそのように行った」と。

本問は、詳細は判然としないが、絵画か、或いは文章での描写における「帽子」に関する問答である。

40

ここで修道士にして主教のルカ・オヴドキムが私に言った。「洗礼前儀式の祈りを次のように行

う。すなわちブルガリア人、ポロヴェツ人、チュジ人には洗礼前に 40 日間の斎を定める。教会の洗礼前儀式から数えて、スラヴ人には 8 日で(洗礼を与える)。生まれた子供には 2 度行うのがよい。数日の間に(行うなら)大いによい。(そうした者に)洗礼を施す際には 3 度祈る。4 つの祈りが 10 度繰り返される。それらにより(洗礼が)宣言される」と。

本問は受洗手続き、特に洗礼前儀式としての、受洗の意思の伝達から洗礼式までの期間などに関する問答である。主教ルカは、スラヴ人の場合は 8 日間の準備の後に正式に受洗が可能であるとするが、これは当時のルーシでも通用していた日数である。

41

(主教は答えた。)「「司祭が(受洗する赤子を)水に浸すことを望むとき、(赤子の)腕を包み込んで抱え、手首、そして同様に手枷を濡らさぬように(せよ)。水面に 3 度、十字を書き、順番にミルラで(赤子の)額、鼻孔、耳、胸、そして右手だけを濡らす」と。

本問は、洗礼の手順に関する問答の回答である。ミリコフによると、手枷とは聖職服の一部であり、外見は手錠のような枷である。

42

(主教は答えた。)「母が子を産めば、40 日、教会に入ってはならない」と。

出産後 40 日間、女性は不浄とされ、教会に入ることは許されなかった。

43

我らの主教クリムがポロツク主教に問われて(ニフォント主教に)尋ねた。「もし主教が斎の勤めを行うなら、(主教たちは)どこに接吻をすべきか。こめかみか、或いは慣例に従ってか」と。

(ニフォントは答えた。)「肩に接吻せよ」と。

本問は斎の勤めに際しての接吻の場所についての問答である。本問は解釈が難しい。ポロツク主教に問われたクリムがニフォントに尋ねたとする解釈と、クリムがポロツク主教の解釈をニフォントに答えたとする解釈がある(① 444-445)。また本問からは、キリクがクリムを府主教と認めていないことが分かる。尚、類似の質問がサッヴァの第 13 問にもある。

44

(主教は答えた。)「病人に祈りをなすことを望む時、先に詠みあげなさい。『三重に清き』『聖なる神よ』『いと清き三位一体よ』『我らが父よ』『神よ、憐れみたまえ』と 12 度(唱えなさい)。病に苦しむ者への祈りも同じである。病人のところに行かぬなら、教会で、或いは庵にて彼について祈りなさい。次の祈りをあげよ。『聖なる父よ、魂にとっての医者よ』」と。

本問は病人、特に教会に来られない者に対する祈りのあげ方についてである。

45

女性の病気について、どのように振る舞うべきか、私は主教に任じられた典院アルカジーと次のように話した。すなわち、「これは、病気と同じく、教会堂に立ち、福音書に接吻し、ドラを食すことを妨げない。(そうした女性に)一年間、或いは半年間、聖体を受けさせない場合でも、(その女性は)夕刻に体を洗った後、朝は聖体を受け取ることができる。もし夜に或いは朝に、昼までに

（白帯下がある）なら、次の日（日中）も（聖体はない）。他のやり方でも（聖体を授けることは）あってはならない。と言うのも（その女性には白帯下が）続いているからだ。（その女性は）昼前に体を洗い、こうして領聖する」と。

女子典院マリナも次のように言った。『この悩みは男にも存在する』と。

本問は、「女性の病気」持ちの女性の教会における行動の規制についてのキリクと典院アルカジーとの問答である。「女性の病気」とは、ミリコフによると白帯下のことである（① 445）。その場合には聖体の受領方法についてのみ、一定の制限が加えられた。

46

（主教は答えた。）「教会堂で母が子を産んだ。（人びとは）三日間、そこに入るべきでない。その後、至る所が洗われ、祈りが行われる。この祈りは、不浄な器に対し（それを浄めるために）行われる。そうして清き祈りを行い、そうして（教会に）入る（ことができる）」と。

本問は、教会堂で出産が行われた場合の教会堂の浄めに関するものである。

47

（私は尋ねた。）「サタンを拒絶する者は、手を挙げ、次のように5度言うべきである。『ここにおまえの悪はない。私には隠し立てするものは何も無い。私は何も持たず、隠していない』」と。

ニフォントは答えた。「（サタンを）自ら追い出し、言葉によって見えない敵と（戦え）」と。

本問はサタンを拒絶する者が述べる宣言に関する問答である。キリクとニフォントが挙げるそれぞれの文句は、キリクが参照した文句は14世紀の儀礼書にある（① 445）。

48

（主教は答えた。）「受洗した赤子と母親にどのように聖体を与えるべきかについて、もし（母親が）教会罰を受けておらず、告解において自分を清めるなら（子と母親に与える）。もし（赤子が）乳を吸っていても（そのようにする）。またあなたが（聖体を赤子の）口に落とし込む時、乳を吸わせるよう命じなさい。これは（受洗後）8日間と全く同じである。10歳までの間で、どれほどの日数であろうとも、十分に領聖に値する」と。

本問は、新生児とその母親への聖体の与え方に関する問答である。赤子が乳を吸っていても聖体を与えるべきとされている。「（生後）8日間」とは、第40問にあるとおり、新改宗者は洗礼に至るまで8日間、準備期間を要することと関わりがあると考えられる。

49

（私は）彼に尋ねた。「もし子が何も考えずに（教会堂内を）這い回るなら（どうするか）」と。

それについて（主教は）「10歳までの男児には災いはない。しかし女児については問うてはならない。と言うのも（女児は）急いで（自らを）傷つけることがあるからだ」と。「我らの子というのはこうしたものである」と（主教は）付け加えた。

本問は子どもが教会堂内を這い回ることに関する問答である。なお、シノド写本には「このように我らには土曜日ｃｕбｏｔыがある」と記されているが、研究史上、これは、他の写本のテクストも考慮の上、「子どもｕｎｏｔы」の誤記と見なされており、本稿もそれに従った。

50

（主教は答えた。）「あなたが大人を洗礼する時、もし（改宗の決心の後）その彼に夢の中で 8 日以内に誘惑が生じるにせよ彼に聖体を与えるが、それは、彼自身は体を洗わずに、そして（告解にて）拝礼した後にである。（大人の）女性は、女性の習慣に従い、身を清め、洗礼を施す。もし 8 日間のうちに（彼女が洗礼を受けに）来ても、身が清まるまで（受洗を）許してはならない。（8 日経って後、洗礼を）許し、聖体を与えなさい。

その（洗礼の）日、彼は自分の体を洗うべきでない。但し顔は司祭が拭う。（以上は）祈りの書に書かれている通りである。

もし誰かが彼に、病の子供が死なぬように急いで（洗礼を）許すように言い立てるなら、彼に次のように言いなさい。『無謬のキリストへの徴を（自らに）帯びつつ、神の前に立つことは悪いことなのか。私にそうしたことが起こるなら、私は喜ぶにちがいない』と。

本問は大人に洗礼を施した場合の、その後の聖体礼儀に関する問答の回答部分である。第 40 問にある通り、新改宗者は改宗を希望して後、8 日をおいて洗礼を受けたが、その 8 日の間に礼拝において領聖せねばならなかった。

51

私は尋ねた。「幼子に（葬儀の）歌を歌うべきか」と。

（主教は答えた。）「（その赤子は）洗礼を受けたのだから、罪のせいでなく、我らは死（んだ子）のために歌うのである。まさに聖人に対するように」と。「我らはあらゆるキリスト教徒に聖人のごとく関わらねばならない。神が全てを裁くのだから。同じく（死後 40 日）の追悼にも勤めるよう命じる」と。

本問は、洗礼を受けた後に亡くなった赤子の埋葬時の歌の意味に関する問答である。

52

同じく告解をしなかった大人のためにも歌うよう、但し司祭服を着ないで行うようにとある司祭が命じられた。

私は（そのことを）聞いて、彼（主教）のところに行った。

（主教は）私に次のように答えた。「あなたに告げる。キリクよ。だからこそ（そうさせることで）私は他の者を戒めるのである。他の者たちが司祭服なしで（彼らに）埋葬歌を歌うことや告解をすること（を見て）それを恐れるようにするために」と。

本問は、告解を行わぬ大人の死に際して、埋葬時の対応に関する問答である。主教の言葉を聞いたキリクがその真意を主教に尋ね、これに主教が回答している。告解を行わなかった者に対して、司祭服を着ずに歌を歌うことを命じている。

53

（主教は答えた。）「太陽が落ちた後、死者を埋葬してはならない。次のように言ってはならない。「急いで、日没までに間に合うように行いなさい」と。まだ（日が）高い時に、冠がまだから太陽から引き下ろされないときに埋葬されるべきである。というのも、（死者にとって）自分が復活するまで、最後に見る太陽になるからだ」と。

本問は、死者の埋葬を日没までに行うよう命じる回答である。「冠を引き下ろす」とは、カノン

に基づくのでなく、天使が一日を終わらす際に太陽から冠を取るという話に基づくという（① 446－447）。

54

（主教は答えた。）「死者の骨がどこかに散らばっているなら、それを埋葬した人には大きな褒美がある」と。

本問は、キリスト教以前（或いは非キリスト教）の死者の埋葬物を発見したときに、これをキリスト教の形式で埋葬すべきであるという回答である。

55

主教は、聖ミハイルのイコンが死者と一緒に埋葬される場合でも、それを奪い取らないよう命じた。（主教は）「彼はキリスト教徒である」と言った。

本問は、埋葬時にミハイルのイコンを入れることを認めるという回答である。こうした風習の存在は考古学の研究で裏付けられている（① 447）。

56

（キリクは尋ねた。）「もし速やかに行うのが相応しいなら、病人にはどのように聖体を授けたらよいか。何を歌うべきか」と。

（主教は答えた。）「『至福なるキリスト、我らの神は祝福する』『聖なるトロイツァ』『我らの父』『唯一の神を信じる』である。そしてその後、『あなたの晩餐』や『栄光』。また同じく『天のツァーリ』の讃頌歌（を歌わねばならぬ）。これはペンテコステや聖母に（捧げられる）。また『主よ憐れみたまえ』を 40 回（唱える）。そして聖餐への祈り（を行う）。このようにしてから聖体を、そして水も与える。そして清い器を準備しなさい。もし（その病人が）吐き出すなら、川に注ぐ」と。

本問は、死を目前に控えた病人に対する手続きに関する問答である。

57

私は尋ねた。「大斎の時に自分の妻と性交した者には聖体が与えられるべきか」と。

（この質問は主教を）激怒させた。「彼は怒って、『それは汝が教えていることなのか。斎の時に男は妻と性交するのを控えるべきなのか。（それなら）そのことについて、汝には罪がある』」と答えた。

私は言った。「尊師よ、ベレチェスキーの規定【府主教ゲオルギーの規則】では次のように書かれている。すなわち（性交を）抑えるのが良い。これはキリストの斎戒である、と。（更に）もし彼らが（守ることが）出来ないなら、その前の週と次の週に（しなさい）。（私は補足しておくが）同じことをフェオドロスも府主教から聞いて書き留めた、と書かれている」と。

（主教は答えた。）「そのようには府主教もフェオドロスも書かなかった。光明週間（パスハ後一週間）だけ（は守れと彼らは言った）。光明週間は全ての日が日曜のようなものである。もしそのように（光明週間に性交を）なすなら、彼に二度目はなさぬよう禁じる。誰かが日曜日に聖体を授けることを欲するなら、土曜日に早くに体を洗い、再度、月曜日の晩に妻のところに行くべし」と。

本問は、大斎における領聖の条件としての、夫婦の性交についての問答である。批判されたキリクは典拠を挙げたものの、それは主教により否定された。尚、ここに登場する府主教とは、教会規則を作成したキエフ府主教ゲオルギー（在位 1065 頃 -75 年）と考えられている。

58

私は尋ねた。「大斎の日にはどのように子供に聖体を与えるべきか」と。

（主教）は答えた。「大土曜日に作った聖体とドラを残しておきなさい。そして日曜日、早課の後に与えなさい。チーズと卵も同じである。これは早課になければ、それも良い。時課にて歌を歌ってはならない。彼らに祈り、そうして聖体を与えなさい」と。

私はこれを、昼までに食べないようにすることに耐えられない者のために書いた。授乳期の子は必要な時に領聖する。赤子が乳を吸っても災いはない。

本問は、主に大斎に子どもに与える聖体の作成、付与の方法に関する問答である。

59

それについて私は尋ねた。「誰かが聖体礼儀の前に歯に卵を突きつけ、それがもし大人だったら（どうすべきか）」と。

（主教）は答えた。「若者であれば災いはなく、彼らは聖体を受ける。大人には、もし一度だけ突きつけたなら、災いはなく、聖体を受ける。何度もであるなら、屈辱的であると理解させる。その者には（聖体拝領を）禁じなさい」と。

本問は聖体礼儀を前にして卵に歯をつけてカチカチ鳴らす行為への対処に関する問答である。大人が何度も繰り返す場合以外は、領聖が許された。

60

改めて私は尋ねた。「（以下のような）許されていない時には、いつ子を洗礼すべきか。すなわち何とかして臨もうとするにしても、彼が晩課にも、早課においても仕事のせいで、また貧しいせいで連れてこられなかったなら（どうすべきか）。或いは自宅で彼に歌を歌うことを出来ない時には（どうすべきか）。礼拝において彼に聖体を付与すべきか」と。

（主教は）与えるよう命じた。「与えなさい」と。

（主教）は答えた。「子を育てる者は、或いは生みの母は、或いは乳母は、（子に聖体を与えるなら）食事以前に食べてはならない。食べるなら、子に聖体を与えてはならない。食事で子に肉、牛乳は8日目までに一度も（与えて）はならない」と。

本問は貧困や仕事などの理由で赤子に聖体が与えられていない場合の措置に関する問答である。教会が定める時間に聖体礼儀に行くことのできない子には柔軟に対処することが勧められている。

61

（私は）尋ねた。「傷を受け、その傷が化膿した者に、聖体を与えるべきか」と。

（主教は）答えた。「彼は全くそれ（領聖）に値する。その悪臭が聖性を奪うのではなく、また他人の口から出る（悪臭）も同じである。そうでなく、罪の悪臭が（聖性を奪うのである）」と。

本問は傷が化膿した者に対する領聖の可否に関する問答である。

62

（私は）尋ねた。「歯茎から出血している場合は（どうすべきか）」と。

（主教は答えた。）「（その者が血を）吐き出したなら、（その者に）勤めても（聖体を与えても）害はない。しかし平民には（聖なる機密への参加は）禁じる。（聖物が）ひどく軽視されないようにするためである」と。

63

（主教は答えた。）「もし告解をせずに生きてきた人が死の病にかかり、死の際に、あなたに素直に告解をするなら、もしも非常に大きな罪を告白したとしても、彼に聖体を与えよ」と。

64

（私は）尋ねた。「至聖所の卓に敷かれていた、使用済みの布を洗って良いのか。そこにドラが残っていたなら（洗って良いのか）」と。

（主教は答えた。）全て例外なく洗濯に値する。ただ、一つ、アンチミンスだけは洗うに値しない。このことで罪を犯してはならない」と。

65

（私は尋ねた。）「歩いていて文書を足で踏みつけることに罪はないだろうか」と。

（主教は答えた。）「（文書を）切り刻んで棄てる者があれば、言葉が知られることになる」と。

本問の解釈は難解で、先行研究では様々な意見が出されている。聖書等の冒涜を念頭に置くとする説、それからノヴゴロドにおける文書読み捨ての習慣（白樺文書発掘で明らかになった）と関係するとする説がある（② 519）。本稿の訳者としては第 2 の説に傾いている。最後の「言葉が知られることになる（それだけのことだ）」は、前者とは整合が取れないと考えるからである。

66

私は次のことも尋ねた。「もし司祭が満足に聖務を行うことができないことが分かり、また彼に息子がいる場合、彼にどのように対処したらよいか」と。

（主教は）答えた。「あらゆる司祭にとって司祭は兄弟である。最初は彼に禁じ、続いて次のように（言いなさい）。『兄弟よ、自ら辞めなさい』と。もし（当該司祭が）あなたの言うことを聞かないのなら、私に言いなさい。もし（あなたが）自分で言わないなら、彼と一緒に裁かれる」と。

本問の「息子」については解釈が割れている（② 519）。本稿の訳者としては、そのまま自分の息子として理解する考えも示しておきたい。交代のための息子がいる場合には交代が容易であるという状況であると考えられる。

67

再度私は尋ねた。「もし未婚の若者たちが我らのところで、放蕩から身を守ると（約束）して悔い改めるなら（どうするか）。しかし（彼らのある者は）二度目、また別の者は少ない回数であるものの堕落した。彼らは教会堂に入り、福音書に接吻し、ドラを食べるべきだろうか」と。

（主教は言った。）「それら全てを禁じないように命じる」と。

68

私は尋ねた。「尊師よ、ある者に、（年に）1 度、聖体を与えるべきか。（斎の）40 日間をよく守り、斎以外でも肉を食べず、蜜酒を飲まず、放蕩を避けつつも、決して聖体を受けなかったなら、そうした者が聖体なしで死ぬことがないように。彼らは不浄ゆえに全く聖体を受けていない」と。

（主教は答えた。）「彼に（そのようなことを）やめるよう命じなさい。聖体を得た者は（斎の時の）40 日間の節制を欲し、再度（放蕩生活に）戻ってしまう。禁じなさい」と。

69

私は彼に尋ねた。「主教よ、（ある人びとは）公然と内縁関係を有し、まるで妻との子であるかのように装って内縁の妻との子を有している。またある者はその奴隷たちとこっそり同棲関係を結んでいる。どちらがまだましなのか」と。

主教は答えた。「どちらも良くない」と。

70

私は尋ねた。「尊師よ。もし（妾や子供を）自由に解放すべきか」と。

主教は答えた。「ここではそうした慣習はない。他の人を（誰かが）身請けして自由にするのが良い。別の者がそのことで処罰されるにせよ」と。

写本により異文があるが、シノド写本では「慣習はない」とされる。

71

私は尋ねた。「斎戒者ヨハネスの戒律に次のように書かれている。最初に（ヨハネスは）聖体を与えないようにと述べている。しかし改めて次のようにも言っている。『（彼らは）無分別なので、大斎において妻を持ちながら罪から身を守ることが出来ないからである。そうした者たちは、自分の戒律を終えた後、長年が過ぎ、とこしえの罪に陥った結果、聖体礼儀の機会をそれでも得ないから、領聖できない。というのも、恒常的に再度、罪に落ちるだろうからである。大斎において（禁欲を）守り、罪を犯さぬように努力するのが良い。恐れや戦慄を伴って 3 日（斎戒を行えば）、復活祭に向けて領聖する』と（戒律に書かれている）。他の司祭たちはこれに基づいて、大斎に禁欲した者にのみ聖体を与えているのか」と。

（主教は）答えた。「どのような苦しみに耐えねばならないのかを彼らは理解している。しかし、別の場所で（ヨハネスが）戒めを述べるように、彼らはそれを理解していない（とも言える）。（ヨハネスによると）『斎において生活するかのように、誰に対しても怒りを持たず、一日中そっけなくあり、（酒を）飲まず、無駄口を叩かず、至る所で、また市場で、多くのことについて誓いを立ててはならない』と。しかしあなたは（聖体を）与えてはならない」と。

72

（私は尋ねた。）「法に従って結婚した若い夫婦が、彼ら二人が聖餐を受ける必要があったにせよ、その晩、（聖体拝領後に）性交を禁じられることはない。なぜならその肉体と他の肉体は一つであるからである。聖人たちは、斎を守るようと命じた後、彼ら二人に聖体を受領するよう命じていないのか」と。

（主教は答えた。）「（若夫婦には）同じく婚姻には教会罰や三日間の罰も同じく夫にも妻にもない。この者たちが望むなら、そのときには聖餐を付与せよ。但し教会罰がないにせよ、一日前や別の日に（夫婦は）戒めを守って（から）のことである」と。

73

結婚した者たちに関するチモフェイのカノンを私は（主教に）読んだ。「このカノンは日曜と土曜に斎を命じている」と。

彼（主教）は言った。「その日（二日）だけ斎を守りなさい。しかし（もし守れなければ）秘密裏に、彼に教会罰を与えなさい。もし十分に（教会罰を）なすなら、彼がそれ以上そのようになさぬよう命じなさい」と。

74

私は（主教に）幾つかの戒律において次のことを読んだ。「夫が日曜日、或いは土曜日、また或いは金曜日に妻と寝て子どもを身ごもったなら、その子は盗人か、盗賊か、姦通者か、臆病者になるだろうし、また両親には二年間の教会罰が与えられるべき」と。

（主教は答えた。）「そのような書物は焼かれるべきである」と。

75

（私は尋ねた。）「長期間の教会罰に付されるなら、復活祭のときだけか、或いは一ヶ月の間に（一度）だけ聖体に与るのか」と。

（主教は）たいそう驚いた。

本問は研究者により解釈が割れている。一番の論点は長期の教会罰に付された際、当該人物への聖体授与の回数をどう考えるかである。本文テキストにはこの数字がない。本和訳ではミリコフの解釈を採用し、「一度」を補った（① 421）。

76

私は彼（主教）に、どのようにして（人は）教会罰から解放されるかについて読み挙げた。「4ヶ月に10度の礼拝、8ヶ月に20度の礼拝、また一年に30度の礼拝が（教会刑から解放する）である」と。

すると（主教は答えた。）次のように書かれている。「ツァーリ、さもなくば他の財のある者は（いくらでも）罪を犯し、自分に代わって（誰かに）聖務を委ね、自分自身は少しも（罪を犯すことを）やめようとしない。よろしくない」と。

77

（私は尋ねた。）「司祭が日曜に聖務を行い、再度彼に火曜日に礼拝を行うなら、彼はその間、連れ合いと夜を共にすべきか」と。

（主教は答えた。）「検討した後、彼が若く、我慢できないなら、禁じられるべきでない。もし我慢出来るならよりよい。無理に禁じない方が良い。さもなくば大きな罪が生じてしまう」と。

78

（私は尋ねた。）「『口による不浄』と斎戒者ヨハネスの書物に書かれている『不浄と呼ばれるもの』とは何か」と。

（主教は答えた。）「聖体を受領した後に妻と接吻したり、また自分の（妻）でない者と愛しあったり、或いは舌を（相手の）口の中に入れ込んだり、或いは抱きかかえ、ひっくり返して彼女に横たわったり、そして精子を滴らせたり、男性器で他の場所で触れたり、或いはそれ（男性器）をそのための場所でない別のところに入れこみ、精子を滴らせたりすることである。

そうしたことが誰かしら、司祭や輔祭に生じるなら、一定期間、聖務から追放される。そして節制を伴う。そして再度、位階を得る。同じく、任命以前にもしそれをなしていたなら、まず教会罰を与え、その後に任命される」と。

79

（私は尋ねた。）「誰か未婚の者が姦淫をなし、そこから子が生まれたなら、（その者を）輔祭に任じるに値するだろうか」と。

（主教）は答えた。「驚きである。ここで考慮されるのは、もし「一度だけ」（姦淫を）なし、そこから子が生まれるのか、また多くの回数であったり、十人と（姦淫をなした）かどうかである」と。

80

（私は尋ねた。）「処女を犯し、新たに別の女性を娶るなら、（その者を）叙任するに値するか」と。

（主教は）答えた。「そのようなことを私のところで聞いてはならない。（男女の）いずれも清くあるべきである」と。